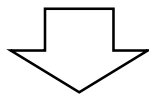


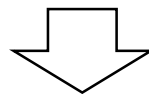
平成29年度よりおひさま保育園
幼保連携型認定子ども園へ移行希望



内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 通知

幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）

保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行する場合のいずれの場合においても、都道府県は、地域における教育・保育施設の定員総数が、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定した「量の見込み」に「都道府県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定しなければならないこととするものです。



都道府県認可

	現行	移行後
定員	159名	変更なし
対象	保育を必要とする方	保育を必要とする方 3歳から5歳の 保育を必要としない方
保育料	市が決定	変更なし
保育料徴収先	市	おひさま保育園

【今後の流れ】

- 9月 入所者に説明会
- 10月 市の広報で周知（移行予定）
- 11月 来年度保育所、こども園新規受付
- 3月 県の認可